

官報

号外

平成十年三月四日

○第百四十二回 参議院會議録第十一号

平成十年三月四日(水曜日)

午後一時一分開議

○議事日程 第十一号

平成十年三月四日

午後一時開議

第一 市民活動促進法案(第百四十回国会衆議院提出)

○本日の會議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(斎藤十朗君) これより會議を開きます。

日程第一 市民活動促進法案(第百四十回国会衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長(鹿熊安正君)の報告を求めます。労働・社会政策委員長鹿熊安正君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(鹿熊安正君登壇、拍手)

○鹿熊安正君 ただいま議題となりました法律案につきまして、労働・社会政策委員会における審

平成十年三月四日 参議院會議録第十一号 市民活動促進法案

査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、第百三十九回国会に衆議院において熊代昭彦君外四名から提出され、翌第百四十回国会でも同院において修正議決されたものでありまして、本院においては、同国会及び第百四十一回国会で継続審査となったものであります。

本法律案の内容は、市民活動を行う団体に広く法人格を付与すること等により、ボランティア活動を初めとする自由な社会貢献活動としての市民活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与しようとするものであります。すなわち、団体への法人格の付与については簡便な認証方式を採用するとともに、その活動の是非を法人情報の開示等により市民の判断にゆだねるなど、行政の関与を必要最小限にとどめるほか、当該法人の税制上の取り扱いについては基本的に「人格のない社団」と同じ扱いにすることなどを規定しているものであります。

委員会では、本法律案に、第百四十一回国会に提出された笠井亮君外二名発議に係る非営利法人特例法案及び山本保君外三名発議に係る市民公益活動法人法案の両案を加え、三案一括して議題とし、審査を行いました。

このうち、非営利法人特例法案は、営利を目的

とし、自主的な民間団体全般を対象とし、準則主義に則して法人格を付与することなどを、また、市民公益活動法人法案は、法人格付与に当たっていかなる分野の公益活動も排除せず、一定の基本基金の保有を義務づけることなどを規定した内容となっております。

委員会におきましては、民法法人との整合性、十二項目に活動分野を限定したことの意義、法人格付与に準則主義をとることの適否、法人に基本基金保有を義務づけることの是非、宗教活動や政治活動等を制限することの妥当性、法人認証に当たっての所轄庁の審査のあり方、「市民活動」という言葉の概念、暴力団等の団体を排除することの妥当性、情報公開充実の必要性、行政の関与、監督のあり方、税制上の優遇措置の必要性等の諸問題について熱心な質疑が行われるとともに、参事から意見を聴取するなど慎重に審査を行いました。その詳細は會議録によって御承知願います。

本法律案に対する質疑を終了いたしましたところ、自由民主党の狩野君外六名を代表して海老原理事より、本法律案に対する修正案が提出されました。

その内容は、第一に、この法律中の「市民活動」を「特定非営利活動」に改める等の修正を行い、第二に、所轄庁に関する規定については、団体委任事務であることをさらに明確化し、第三に、法人設立の認証に係る申請書の添付書類としての「誓約する書面」を「各役員が誓う旨の宣誓書の原本」または「確認したことを示す書面」に改めるほか、認証の基準や情報公開に関する規定を新たに追加する等の九項目にわたるものであります。

次いで、修正案に対する質疑に入りましたところ、「市民活動」を「特定非営利活動」に変更した理由、暴力団排除規定の解釈と運用のあり方等の点がただされましたが、その詳細についても會議録によって御承知願います。

質疑を終局し、原案及び修正案について討論に入りましたところ、自由民主党を代表して狩野理事、民友連の竹村理事、公明の山本委員、社会民主党・護憲連合を代表して大脇理事、日本共産党を代表して吉川理事、自由党を代表して都築委員、新党さきがけを代表して堂本委員より、それぞれ修正案及び修正部分を除く原案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、各派共同提案により、特定非営利活動の自主性の尊重、税制を含めた見直しへの取り組み、非営利法人制度の総合的な検討、省庁再編に当たっての責任ある推進体制の構築を内容とする四項目にわたる附帯決議を全会一致をもって行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

表決は押しボタン式投票をもって行います。

ただいまより投票を開始いたします。

○議長(斎藤十朗君) 本会の委員長報告は修正議決報告でございます。

本案を委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンをお押し願います。——投票を終了してよろしゅうございますか。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百十九

賛成

二百十七

反対

二

よって、本案は委員長報告のとおり修正議決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 本日はこれにて散会いたします。

午後一時十一分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長 斎藤 十朗君
副議長 松尾 官平君

阿曾田 清君 魚住裕一郎君
加藤 修一君 栗原 君子君
高橋 令則君 渡辺 孝男君
福本 潤一君 益田 洋介君
矢田部 理君 山本 保君
松 あきら君 大森 礼子君
鈴木 正孝君 平野 貞夫君

星野 朋市君 海野 義孝君
武田 節子君 但馬 久美君
高野 博郎君 小山 孝雄君
国井 正幸君 戸田 邦司君
田村 秀昭君 荒木 清寛君
山下 栄一君 風間 昶君
宮崎 秀樹君 二木 秀夫君
泉 信也君 木暮 山人君
牛嶋 正君 猪熊 重二君
木庭健太郎君 統 訓弘君
松浦 孝治君 野沢 太三君
平井 卓志君 扇 千景君
永野 茂門君 及川 順郎君
大久保直彦君 白浜 一良君
鶴岡 洋君 浜四津敏子君
水野 誠一君 芦尾 長司君
塩崎 恭久君 森田 健作君
奥村 展三君 堂本 曉子君
上吉原一天君 岩永 浩美君
依田 智治君 大野つや子君
田村 公平君 武見 敬三君
常田 享祥君 中原 爽君
長峯 基君 北岡 秀二君
釜本 邦茂君 景山俊太郎君
海老原義彦君 岩井 國臣君
吉村剛太郎君 南野知恵子君
鹿熊 安正君 野村 五男君
石川 弘君 大島 慶久君
真島 一男君 関根 則之君
上野 公成君 永田 良雄君
中曾根弘文君 鈴木 貞敏君
小野 清子君 木宮 和彦君

浦田 勝君 石井 道子君
坂野 重信君 林田悠紀夫君
前田 勲男君 板垣 正君
大河原太一郎君 岡部 三郎君
田沢 智治君 松浦 功君
矢野 哲朗君 渡手 顯正君
佐藤 静雄君 加藤 紀文君
坪井 一字君 山本 一太君
三浦 一水君 松村 龍二君
平田 耕一君 長谷川道郎君
畑 恵君 林 芳正君
龜谷 博昭君 中島 眞人君
阿部 正俊君 鈴木 政二君
金田 勝年君 狩野 安君
佐藤 泰三君 鴻池 祥肇君
谷川 秀善君 保坂 三蔵君
岡 利定君 太田 豊秋君
尾辻 秀久君 山崎 正昭君
陣内 孝雄君 西田 吉宏君
成瀬 守重君 石渡 清元君
鎌田 要人君 清水嘉子子君
斎藤 文夫君 岡野 裕君
倉田 寛之君 片山虎之助君
守住 有信君 香掛 哲男君
竹山 裕君 高木 正明君
遠藤 要君 真鍋 賢二君
村上 正邦君 井上 吉夫君
佐々木 満君 岩崎 純三君
井上 裕君 宮澤 弘君
長尾 立子君 照屋 寛徳君
小川 勝也君 馳 浩君
大脇 雅子君 片上 公人君

武田邦太郎君 和田 洋子君
橋本 聖子君 日下部徳代子君
谷本 嶺君 椎名 素夫君
石井 一二君 小林 元君
野間 越君 大淵 絹子君
淵上 貞雄君 渡辺 四郎君
中尾 則幸君 江本 孟紀君
横崎 泰昌君 山本 正和君
及川 一夫君 三重野栄子君
清水 澄子君 藤科 満治君
岡崎トミ子君 須藤良太郎君
吉川 芳男君 梶原 敬義君
村沢 牧君 今泉 昭君
齋藤 勲君 井上 孝君
大木 浩君 上杉 光弘君
下福葉耕吉君 志苦 裕君
田 英夫君 赤桐 操君
瀬谷 英行君 前川 忠夫君
足立 良平君 平田 健二君
朝日 俊弘君 山崎 力君
西川きよし君 阿部 幸代君
小山 峰男君 水島 裕君
菅川 健二君 須藤美也子君
石田 美栄君 萱野 茂君
岩瀬 良三君 西山登紀子君
川橋 幸子君 長谷川 清君
佐藤 道夫君 有働 正治君
緒方 靖夫君 円より子君
角田 義一君 一井 淳治君
勝本 健司君 笠井 亮君
吉川 春子君 山下 芳生君
寺澤 芳男君 竹村 泰子君

本岡 昭次君 小島 慶三君
筆坂 秀世君 吉岡 吉典君
橋本 敦君 菅野 久光君
笹野 貞子君 広中和歌子君
寺崎 昭久君 久保 巨君
吉田 之久君 藤澤 弘君
上田耕一郎君

国務大臣
尾身 幸次君
官(経済企画庁長)

議長の報告事項

二月二十日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

馳 浩君

平田 耕一君

笹野 貞子君

久保 巨君

高橋 令則君

田村 秀昭君

決算委員

辞任

補欠

田浦 直君

常田 享祥君

畑 恵君

景山俊太郎君

議院運営委員

辞任

補欠

景山俊太郎君

畑 恵君

常田 享祥君

田浦 直君

平田 耕一君

馳 浩君

三浦 一水君

釜本 邦茂君

同日内閣から次の議案が提出された。

日本放送協会平成八年度財産目録、貸借対照表

及び損益計算書並びにこれに関する説明書並び
に監事の意見書
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され
た。

一般会計における債務の承継等に伴い必要な財
源の確保に係る特別措置に関する法律案(閣法
第四三三号)

国有林野事業の改革のための特別措置法案(閣
法第四四四号)

国有林野事業の改革のための関係法律の整備に
関する法律案(閣法第四五五号)

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関す
る法律案(閣法第四六六号)

同日議長は、次の内閣提出案を交通・情報通信委
員会に付託した。日本放送協会平成八年度財産目
録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関す
る説明書

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。
委員派遣承認要求書

一、目的 平成十年度総予算の審査に資するた
め

一、派遣委員

第一班 岩崎 純三 小山 孝雄
永田 良雄 角田 義一

風間 和 照屋 寛徳
依田 智治 和田 洋子

第二班 笠井 亮 矢田部 理
岡部 三郎 成瀬 守重

小山 峰男 石井 道子
大野つや子 加藤 修一

及川 一夫 星野 朋市

一、派遣地

第一班 栃木県 福島県
第二班 静岡県 岐阜県

一、期間 両班とも二月二十五日から同月二十
七日まで三日間

一、費用 概算一、〇五九、〇七〇円
右のとおり議決した。よって参議院規則第百八
十条の二により承認を求めます。

平成十年二月二十日

参議院議長 斎藤 十朗殿
予算委員長 岩崎 純三

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員武田節子君提出銀行預金の相続に関
する質問に対する答弁書

同日本院は、金融危機管理審査委員会審議委員に
今井敏君、小堀樹君及び佐々波楊子君を任命する
ことに同意した旨内閣に通知した。

同日内閣を経由して郵政大臣から、放送法第三十
八条第二項の規定に基づく日本放送協会平成八年
度業務報告書及びこれに付する同大臣の意見並び
に監事の意見書を受領した。

去る二月二十三日議長において、次のとおり常任
委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任 補欠

阿部 幸代君 上田耕一郎君

決算委員

辞任 補欠

西山登紀子君 阿部 幸代君

都市計画法の一部を改正する法律案(閣法第四
七号)

都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関す
る法律の一部を改正する法律案(閣法第四八号)

去る二月二十四日議長において、次のとおり調査
会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

行政機構及び行政監察に関する調査会委員

辞任 補欠

葦科 満治君 峰崎 直樹君

同日内閣から次の議案が提出された。
大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第十
条を改正する議定書の締結について承認を求
めるの件(閣法第四四号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され
た。

海洋航行の安全に対する不法行為の防止に関
する条約の締結について承認を求めるの件(閣
法第一号)

大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全
に対する不法行為の防止に関する議定書の締
結について承認を求めるの件(閣法第二号)

千九百七十一年九月二十三日にモントリオール
で作成された民間航空の安全に対する不法行為
の防止に関する条約を補足する国際民間航空
に使用される空港における不法な暴力行為の防
止に関する議定書の締結について承認を求める
の件(閣法第三号)

大規模小売店舗立地法案(閣法第四九号)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法
律の一部を改正する法律案(閣法第五〇号)

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進

等に関する特別措置法の一部を改正する法律案
(閣法第五十一号)

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認
を求めるの件(閣承認第一号)

去る二月二十五日議長において、次のとおり常任
委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

吉岡 吉典君

補欠 弘君

財政・金融委員

辞任

今泉 昭君

補欠 健司君

国民福祉委員

辞任

阿部 正俊君

補欠 孝雄君

労働・社会政策委員

辞任

小山 孝雄君

補欠 正俊君

勝木 健司君

今泉 昭君

藤澤 弘君

吉岡 吉典君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任
を許可し、その補欠を指名した。

行財政機構及び行政監察に関する調査会委員

辞任

峰崎 直樹君

補欠 満治君

同日調査会において選任した理事は次のとおりで
ある。

行財政機構及び行政監察に関する調査会

理事 佐々木 満君

理事 釘宮 磐君 (今井澄君の補欠)

理事 大森 礼子君 (渡辺孝男君の補欠)

理事 渡辺 四郎君 (志賀裕君の補欠)

理事 木暮 山人君

去る二月二十六日議長において、次のとおり常任
委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財政・金融委員

辞任

勝木 健司君

補欠 昭君

国民福祉委員

辞任

小山 孝雄君

補欠 正俊君

労働・社会政策委員

辞任

阿部 正俊君

補欠 孝雄君

同日内閣から次の議案が提出された。
国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に
伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第五十四号)

放送法の一部を改正する法律案(閣法第五十五号)
原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の
変化に即応して行われる水産加工工業の施設の改
良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に
関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五
十六号)

真珠養殖事業法を廃止する法律案(閣法第五七
号)

商品取引所法の一部を改正する法律案(閣法第
五十八号)

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一
部を改正する法律案(閣法第五十九号)

船員職業安定法及び船舶職員法の一部を改正す
る法律案(閣法第六十号)

郵便貯金法の一部を改正する法律案(閣法第六
十一号)

郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託
に関する法律案(閣法第六十二号)

郵便振替法の一部を改正する法律案(閣法第六
十三号)

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一
部を改正する法律案(閣法第六十四号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され
た。

裁判所法の一部を改正する法律案(閣法第五二
号)

司法試験法の一部を改正する法律案(閣法第五
十三号)

去る二月二十七日内閣から予備審査のため次の議
案が送付された。

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措
置法案(閣法第六十五号)

一昨二日議長において、次のとおり常任委員の辞
任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

瀬谷 英行君

補欠 壽君

藤澤 弘君

吉岡 吉典君

財政・金融委員

辞任

今泉 昭君

補欠 健司君

国民福祉委員

辞任

阿部 正俊君

補欠 孝雄君

労働・社会政策委員

辞任

上杉 光弘君

補欠 武見 敬三君

国会法第四十二
条第二項ただし
書の規定による
もの

国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの

小山 孝雄君

阿部 正俊君

勝木 健司君

今泉 昭君

笹野 貞子君

和田 洋子君

菅野 壽君

瀬谷 英行君

吉岡 吉典君

藤澤 弘君

農林水産委員

辞任

和田 洋子君

補欠 貞子君

予算委員

辞任

武見 敬三君

補欠 上杉 光弘君

昨三日議長において、次のとおり常任委員の辞任
を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

菅野 壽君

補欠

瀬谷 英行君

外交・防衛委員

辞任

長谷川 清君

補欠

竹村 泰子君

財政・金融委員

辞任

勝木 健司君

補欠

今泉 昭君

国民福祉委員

辞任

小山 孝雄君

補欠

阿部 正俊君

労働・社会政策委員

辞任

阿部 正俊君

補欠

小山 孝雄君

武見 敬三君

上杉 光弘君

今泉 昭君

勝木 健司君

竹村 泰子君

長谷川 清君

和田 洋子君

菅野 貞子君

瀬谷 英行君

菅野 壽君

農林水産委員

辞任

笹野 貞子君

補欠

和田 洋子君

予算委員

辞任

上杉 光弘君

補欠

武見 敬三君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

労働・社会政策委員会

理事 竹村 泰子君 (笹野貞子君の補欠)

同日内閣から次の議案が提出された。

教育職員免許法の一部を改正する法律案(閣法第六八号)

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(閣法第六九号)

高速自動車国道法等の一部を改正する法律案(閣法第七〇号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

航空法の一部を改正する法律案(閣法第六六号)

道路運送車両法の一部を改正する法律案(閣法第六七号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

国家公務員の倫理の保持に関する法律案(倉田栄喜君外九名提出)(衆第三号)

国会議員の倫理の保持に関する法律案(倉田栄喜君外八名提出)(衆第四号)

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部を改正する法律案(倉田栄喜君外八名提出)(衆第五号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

市民活動促進法案(第百三十九回国会衆第一八号)審査報告書

審査報告書

市民活動促進法案

右は全会一致をもって別紙のとおり修正すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十年三月三日

労働・社会政策委員長 鹿熊 安正

参議院議長 斎藤 十朗殿

題名を次のように改める。

特定非営利活動促進法

目次中「第二章 市民活動法人」を「第二章 特定非営利活動法人」に、「第四十四条」を「第四十四条」に、「第四十五条」を「第四十五条」に、「第四十六条」を「第四十六条」に、「第四十七条」を「第四十七条」に、「第四十八条」を「第四十八条」に、「第四十九条」を「第四十九条」に、「第五十条」を「第五十条」に改める。

本則中「市民活動法人」を「特定非営利活動法人」に改める。

第一条中「市民活動」を「特定非営利活動」に改める。

「市民に開かれた」を「市民が行う」に改める。

第二条第一項中「市民活動」を「特定非営利活動」に改め、同条第二項中「市民活動」を「特定非営利活動」に改め、同項第二号ハ中「反対する」の下に「ことを目的とする」を加える。

第五条中「市民活動」を「特定非営利活動」に改める。

第九条第一項中「事務所の所在地を管轄する都道府県知事」を「事務所が所在する都道府県の知事に改める。

第十条第一項中「第二十六条第三項」の下に「及び第四十四条第二項」を加え、同項第二号ハを次のように改める。

ハ 第二十条各号に該当しないこと及び第二十一条の規定に違反しないことを各役員が誓う旨の宣誓書の贈本

第十条第一項第四号を次のように改める。

四 第二条第二項第二号及び第十二条第一項第三号に該当することを確認したことを示す書面

第十条第二項中「一月間を二月間」に改める。

第十一条第一項第三号中「市民活動」を「特定非営利活動」に改める。

第十二条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 当該申請に係る特定非営利活動法人が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制の下にある団体でないこと。

第二十号第四号中「(平成三年法律第七十七号)」を削る。

第三十一条第一項第三号中「市民活動」を「特定非営利活動」に改める。

第四十一条第二項から第四項まで中「立入検査」を「検査」に改める。

第四十二条中「又は第三号」を、「第三号又は第四号」に改める。

第四十九条を第五十条とし、第四十六條から第四十八條までを一条ずつ繰り下げる。

第三章のうち第四十五条第一項中「市民活動促進法(平成九年法律第 号)」を「特定非営利活動促進法(平成十年法律第 号)」に改め、同条を第四十六條とする。

第二章第六節中第四十四條に見出しとして「(実施規定)」を加え、同条を第四十五條とし、同条の前に次の一条を加える。

(情報の提供)
第四十四条 経済企画庁長官は、第九条第二項の特定非営利活動法人の事務所が所在する都道府県の知事に対し、第二十九条第二項の閲覧に係る書類の写し(この項の規定により既に送付したものを除く)を送付しなければならない。

2 第九条第二項の特定非営利活動法人は、総理府令で定めるところにより、前項の書類の写しを経済企画庁長官に提出しなければならない。

3 都道府県の知事は、条例で定めるところにより、第一項の規定により送付を受けた書類の写しを閲覧させることができる。

附則第二項中「市民活動法人制度」を「特定非営利活動法人制度」に改める。

附則第三項中「九月」を「十月」に改める。

附則第四項のうち第二十四条の改正規定中「市民活動促進法(平成九年法律第 号)」を「特定非営利活動促進法(平成十年法律第 号)」に改める。

附則第四項のうち第五十一条の改正規定から第三十二條、第三百一一条及び第七百一一条の三十四の改正規定まで中「市民活動促進法」を「特定非営利活動促進法」に改める。

附則第五項のうち第四条の改正規定中「市民活動促進法(平成九年法律第 号)」を「特定非営利活動促進法(平成十年法律第 号)」に改める。

附則第五項のうち第五条の改正規定中「市民活動促進法」を「特定非営利活動促進法」に改める。

別表中第六号を次のように改める。

六 災害救援活動

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、ボランティア活動をはじめとする市民に開かれた自由な社会貢献活動としての市民活動の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与するため、市民活動を行う団体に簡便な方法により法人格を付与するとともに、情報開示、税法上の取扱い等の措置を定めようとするものであり、妥当な措置と認めるが、法律の題名並びに認証基準、縦覧期間及び情報の提供等に関する修正を行った。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

特定非営利活動の健全な発展に資するため、次の事項について、それぞれ所要の措置を講ずるものとする。

一、この法律の施行に当たっては、憲法に規定する信教、結社及び表現の自由に配慮し、特定非営利活動の自主性を損なうことのないよう努めること。

二、特定非営利活動法人に関し、その活動の実態等を踏まえつつ、税制を含め、その見直しについて、法律の施行の日から起算して二年以内に検討し、結論を得るものとする。

三、民法第三十四条の公益法人制度を含め、営利を目的としない法人の制度については、今後、総合的に検討を加えるものとする。

四、中央省庁の再編に際しては、この法律の所管及びその施行について、新たな観点から、責任ある推進体制となるよう十分な配慮をすること。

右、決議する。

市民活動促進法案

右の本院提出案をここに送付する。

平成九年六月六日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

市民活動促進法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 市民活動法人

第一節 通則(第三条・第九条)

第二節 設立(第十条・第十四条)

第三節 管理(第十五条・第三十条)

第四節 解散及び合併(第三十一条・第四十

条)

第五節 監督(第四十一条・第四十三条)

第六節 雑則(第四十四条)

第三章 税法上の特例(第四十五条)

第四章 罰則(第四十六条・第四十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、市民活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民に開かれた自由な社会貢献活動としての市民活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「市民活動」とは、別表

に掲げる活動に該当する活動であつて、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「市民活動法人」とは、市民活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であつて、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 次のいずれにも該当する団体であつて、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三条に規定する公職をいう。

以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対するものでないこと。

第二章 市民活動法人

第一節 通則

(原則)

第三条 市民活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行つてはならない。

2 市民活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

(名称の使用制限)

第四条 市民活動法人以外の者は、その名称中に、「市民活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

(収益事業)

第五条 市民活動法人は、その行う市民活動に係る事業に支障がない限り、その収益を当該事業に充てるため、収益を目的とする事業(以下「収益事業」という。)を行うことができる。

2 収益事業に関する会計は、当該市民活動法人の行う市民活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(住所)

第六条 市民活動法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記)

第七条 市民活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事

項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第八条 民法明治二十九年法律第八十九号(第四十三号及び第四十四号の規定は、市民活動法人について準用する。

(所轄庁)

第九条 市民活動法人の所轄庁は、その事務所の所在地を管轄する都道府県知事とする。

2 市民活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものにあつては、その所轄庁は、前項の規定にかかわらず、経済企画庁長官とする。

第二節 設立

(設立の認証)

第十条 市民活動法人を設立しようとする者は、総理府令(前条第二項の市民活動法人以外の市民活動法人に係る場合にあつては、都道府県の条例。第二十六条第三項を除き、以下同じ。)で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。

一定款

一 役員に係る次に掲げる書類

イ 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿をいう。)

ロ 各役員の就任承諾書及びそれぞれの住所又は居所を証する書面として総理府令で定

めるもの

ハ 各役員について第二十号各号に該当しないこと及び第二十一条の規定に違反しないことを誓約する書面

ニ 役員のうち報酬を受ける者の氏名を記載した書面

三 社員のうち十人以上の者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面

四 第二十条第二項第二号に該当することを誓約する書面

五 設立趣旨書

六 設立者名簿(設立者の氏名及び住所又は居所を記載した名簿をいう。)

七 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本

八 設立当初の財産目録

九 事業年度を設ける場合には、設立当初の事業年度を記載した書面

十 設立の初年及び翌年(事業年度を設ける場合には、当初の事業年度及び翌事業年度。次号において同じ。)の事業計画書

十一 設立の初年及び翌年の収支予算書

2 所轄庁は、前項の認証の申請があつた場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公告するとともに、同項第一号、第二号イ、第五号、第十号及び第十一号に掲げる書類を、申請書を受理した日から一月間、その指定した場所

において公衆の縦覧に供しなければならない。

一 申請のあった年月日

二 申請に係る市民活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(定款)

第十一条 市民活動法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 その行う市民活動の種類及び当該市民活動に係る事業の種類

四 主たる事務所及びその他の事務所の所在地

五 社員の資格の得喪に関する事項

六 役員に関する事項

七 会議に関する事項

八 資産に関する事項

九 会計に関する事項

十 収益事業を行う場合には、その種類その他その収益事業に関する事項

十一 解散に関する事項

十二 定款の変更に関する事項

十三 公告の方法

2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。

3 第一項第十一号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、市民活動法人その他次に掲げる者の

うちから選定されるようにしなければならない。

一 国又は地方公共団体

二 民法第三十四条の規定により設立された法人

三 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人

四 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二條に規定する社会福祉法人

五 更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)第二条第六項に規定する更生保護法人

(認証の基準等)

第十二条 所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。

一 設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。

二 当該申請に係る市民活動法人が第二条第二項に規定する団体に該当するものであること。

三 当該申請に係る市民活動法人が十人以上の社員を有するものであること。

2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第十条第二項の期間を経過した日から二月以内に行わなければならない。

3 所轄庁は、第一項の規定により不認証の決定をしたときは、速やかに、理由を付した書面を

もって当該申請をした者にその旨を通知しなければならない。

(成立の時期等)

第十三条 市民活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

2 市民活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記簿謄本を添付した届出書を所轄庁に提出しなければならない。

(民法の準用)

第十四条 民法第五十一条第一項(法人の設立の時に關する部分に限る。)の規定は、市民活動法人の設立について準用する。

第三節 管理

(役員の数)

第十五条 市民活動法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。

(理事の代表権)

第十六条 理事は、すべて市民活動法人の業務について、市民活動法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができ(業務の決定)

第十七条 市民活動法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する。

(監事の職務)

第十八条 監事は、次に掲げる職務を行う。

一 理事の業務執行の状況を監査すること。

二 市民活動法人の財産の状況を監査すること。

三 前二号の規定による監査の結果、市民活動法人の業務又は財産に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員總會又は所轄庁に報告すること。

四 前号の報告をするために必要がある場合には、社員總會を招集すること。

五 理事の業務執行の状況又は市民活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(監事の兼職禁止)

第十九条 監事は、理事又は市民活動法人の職員を兼ねてはならない。

(役員の数格事由)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、市民活動法人の役員になることができない。

一 禁治産者又は準禁治産者

二 破産者で復権を得ないもの

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七

十七号)の規定(同法第三十一条第七項の規定を除く。)に違反したことにより、又は刑法

(明治四十年法律第四十五号)第二百四十二条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことに

より、罰金の刑に処せられ、その執行を終わつた日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

五 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された市民活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者

(役員等の親族等の排除)

第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。

(役員等の親族等の排除)

第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。

(役員等の親族等の排除)

第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。

(役員等の親族等の排除)

第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。

(役員等の親族等の排除)

滞なくその旨を所轄庁に届けなければならぬ。

2 市民活動法人は、役員が新たに就任した場合(任期満了と同時に再任された場合を除く。)において前項の届出をするときは、当該役員に係る第十条第一項第二号及びハに掲げる書類を所轄庁に提出しなければならない。

(役員等の任期)

第二十四条 役員等の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

(定款の変更)

第二十五条 定款の変更は、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の二分の一以上が出席し、その出席者の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 定款の変更(第十一条第一項第四号に掲げる事項に係るもの(所轄庁の変更を伴わないものに限る。)並びに同項第八号及び第十三号に掲げる事項に係るもの(第六項において「軽微な事項に係る定款の変更」という。)を除く。)は、所轄庁の認証を受けなければならない。

4 市民活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、当該定款の変更を議決した社員総会

の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

5 第十条第二項及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

6 市民活動法人は、軽微な事項に係る定款の変更をしたときは、滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

第二十六条 所轄庁の変更を伴う定款の変更に係る前条第四項の申請書は、変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁に提出するものとする。

2 前項の場合においては、前条第四項の添付書類のほか、第十条第一項第二号イ及び第四号に掲げる書類並びに直近の第二十八条第一項に規定する事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第八号に掲げる書類、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十五条第一項の財産目録)を申請書に添付しなければならない。

3 第一項の場合において、当該定款の変更を認証したときは、所轄庁は、総理府令で定めるところにより、遅滞なく、変更前の所轄庁から事務の引継ぎを受けなければならない。

(会計の原則)

第二十七条 市民活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従つて、行わなければならない。

一 収入及び支出は、予算に基づいて行うこと。

二 会計簿は、正規の簿記の原則に従つて正しく記帳すること。

三 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明らかに表示したものであること。

四 採用する会計処理の基準及び手続については、毎年(事業年度を設けている場合は、毎事業年度。次条第一項及び第二十九条第一項において同じ。)継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業報告書等の備置き等及び閲覧)

第二十八条 市民活動法人は、毎年初めの三月以内に、総理府令で定めるところにより、前年(事業年度を設けている場合は、前事業年度。以下この項において同じ。)の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書(次項、次条及び第四十三条第一項において「事業報告書等」という。)並びに役員名簿(前年において役員であったことがある者の氏名及び住所又は居所を記載した名簿をいう。)、当該役員名簿に記載された者のうち前年において報酬を受けたことがある者の全員の氏名を記載した書面並びに社員のうち十人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面(次項、次条及び第四十三条第一項において「役員名簿等」という。)を作成し、これらを、その年の翌々年(事業年度を設

平成十年三月四日 参議院会議録第十一号 市民活動促進法案

けている場合は、翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

2 市民活動法人は、その社員その他の利害関係人から事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第八号に掲げる書類、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十五条第一項の財産目録。次条第二項において同じ。)、役員名簿等又は定款若しくはその認証若しくは登記に関する書類の写し(次条及び第四十三条第一項において「定款等」という。))の閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならぬ。

(事業報告書等の提出及び公開)

第二十九条 市民活動法人は、総理府令で定めるところにより、毎年一回、事業報告書等、役員名簿等及び定款等(その記載事項に変更があつた定款並びに当該変更に係る認証及び登記に関する書類の写しに限る。)を所轄庁に提出しなければならない。

2 所轄庁は、市民活動法人から提出を受けた事業報告書等若しくは役員名簿等(過去三年間に提出を受けたものに限る。)(又は定款等)について閲覧の請求があつた場合には、総理府令で定めるところにより、これを閲覧させなければならぬ。

(民法の準用)

第三十条 民法第五十四条から第五十七条まで及び第六十条から第六十六までの規定は、市民活動法人の管理について準用する。この場合において、同法第五十六条中「裁判所ハ利害関係人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ」とあるのは、「所轄庁ハ利害関係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ」と読み替へるものとする。

第四節 解散及び合併

(解散事由)

第三十一条 市民活動法人は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 社員総会の決議
- 二 定款で定めた解散事由の発生
- 三 目的とする市民活動に係る事業の成功の不能
- 四 社員の欠亡
- 五 合併
- 六 破産
- 七 第四十三条の規定による設立の認証の取消

2 前項第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じない。

3 市民活動法人は、前項の認定を受けようとするときは、第一項第三号に掲げる事由を証する書面を、所轄庁に提出しなければならない。

4 清算人は、第一項第一号、第二号、第四号又

は第六号に掲げる事由によつて解散した場合に、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(残余財産の帰属)

第三十二条 解散した市民活動法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除き、所轄庁に対する清算終了の届出の時に於いて、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができる。

3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(合併)

第三十三条 市民活動法人は、他の市民活動法人と合併することができる。

(合併手続)

第三十四条 市民活動法人が合併するには、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 合併は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 市民活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、第一項の議決をした社員総会の議事

録の謄本を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

5 第十条及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

第三十五条 市民活動法人は、前条第三項の認証があつたときは、その認証の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならぬ。

2 市民活動法人は、前条第三項の認証があつたときは、その認証の通知のあつた日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下回ってはならない。

第三十六条 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、市民活動法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併してもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第三十七条 合併により市民活動法人を設立する場合においては、定款の作成その他市民活動法人の設立に関する事務は、それぞれの市民活動法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)

第三十八条 合併後存続する市民活動法人又は合併によって設立した市民活動法人は、合併によって消滅した市民活動法人の一切の権利義務(当該市民活動法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

(合併の時期等)

第三十九条 市民活動法人の合併は、合併後存続する市民活動法人又は合併によって設立する市民活動法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。

2 第十三条第二項の規定は、前項の登記をした場合について準用する。

(民法等の準用)

第四十条 民法第六十九条、第七十条、第七十三条から第七十六条まで、第七十七条第二項(届出に関する部分に限る。)、及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百六條から第三十七條まで及び第三百八條の規定は、市民活動法人の解散及び清算について準用する。こ

の場合において、民法第七十七条第二項及び第八十三条中「主務官庁」とあるのは、「所轄庁」と読み替えるものとする。

第五節 監督

(報告及び検査)

第四十一条 所轄庁は、市民活動法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該市民活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該市民活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による立入検査をさせる場合においては、当該立入検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、当該市民活動法人の役員その他の当該立入検査の対象となつてゐる事務所その他の施設の管理について権限を有する者(以下この項において「市民活動法人の役員等」という。)に提示させなければならない。この場合において、当該市民活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

3 第一項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪

捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善命令)

第四十二条 所轄庁は、市民活動法人が第十二条第一項第二号又は第三号に規定する要件を欠くに至つたと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該市民活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(設立の認証の取消し)

第四十三条 所轄庁は、市民活動法人が、前条の命令に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたつて第二十九条第一項の規定による事業報告書等、役員名簿等又は定款等の提出を行わないときは、当該市民活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

2 所轄庁は、市民活動法人が法令に違反した場合において、前条の命令によつてはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の命令を経ないでも、当該市民活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

3 前二項の規定による設立の認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該市民活動法

人から請求があつたときは、公開により行うよう努めなければならない。

4 所轄庁は、前項の規定による請求があつた場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該市民活動法人に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならない。

第六節 雑則

第四十四条 この章に定めるもののほか、この章の規定の実施のための手続その他その執行に關し必要な細則は、総理府令で定める。

第三章 税法上の特例

第四十五条 市民活動法人は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合に同法第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(市民活動促進法(平成九年法律第号)第一条第二項に規定する法人(以下「市民活動法人」という。)を除く。)」と、同法第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(市民活動法人を除く。)」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同法第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人(市民活動法人を含む。)」と、同法第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(市民活動法人を除く。)」と、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第

六十八條の六の規定を適用する場合には同条中「みなされているもの」を「みなされているもの（市民活動促進法（平成九年法律第 号）第二條第二項に規定する法人については、小規模な法人として政令で定めるものに限る。）」とする。

2 市民活動法人は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

3 市民活動法人は、地価税法（平成三年法律第六十九号）その他地価税に関する法令の規定（同法第三十三條の規定を除く。）の適用については、同法第二條第六号に規定する公益法人等とみなす。ただし、同法第六條の規定による地価税の非課税に関する法令の規定の適用については、同法第二條第七号に規定する人格のない社団等とみなす。

第四章 罰則

第四十六條 第四十二條の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十七條 市民活動法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その市民活動法人の業務に関して前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その市民活動法人に対して同條の刑を科する。

第四十八條 次の各号の一に該当する場合においては、市民活動法人の理事、監事又は清算人

は、二十万円以下の過料に処する。

一 第七條第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠ったとき。

二 第十四條において準用する民法第五十一條第一項の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

三 第二十三條第二項又は第二十五條第六項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第二十八條第一項の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

五 第二十九條第一項の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

六 第三十五條第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

七 第三十五條第二項又は第三十六條第二項の規定に違反したとき。

八 第四十條において準用する民法第七十條第二項又は第八十一條第一項の規定に違反して、破産宣告の請求をしなかったとき。

九 第四十條において準用する民法第七十九條第一項又は第八十一條第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

第四十九條 第四條の規定に違反した者は、十万

円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

2 市民活動法人制度については、この法律の施行の日から起算して三年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

（経過措置）

3 この法律の施行の日から六月を経過する日までの間に行われた第十條第一項の認証の申請については、第十二條第二項の規定の適用については、同項中「二月以内」とあるのは、「この法律の施行後九月以内」とする。

4 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第五項中「地縁による団体並びに」を「地縁による団体」に改め、「政治団体」の下に並びに市民活動促進法（平成九年法律第 号）第二條第二項に規定する法人を加える。

第五十二條第二項第三号中「地縁による団体並びに」を「地縁による団体」に改め、「政治団体」の下に並びに市民活動促進法（第二條第二項に規定する法人）を加える。

に規定する法人を加える。

第五十三條第十二項中「公益法人等」の下に「（市民活動促進法第二條第二項に規定する法人を含む。）」を加える。

第七十二條の五第一項に次の一号を加える。

十二 市民活動促進法第二條第二項に規定する法人

第二百九十四條第七項、第三百十二條第三項第三号及び第七百一條の三十四第二項中「地縁による団体並びに」を「地縁による団体」に改め、「政治団体」の下に並びに市民活動促進法第二條第二項に規定する法人を加える。

（経済企画庁設置法の一部改正）

5 経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第四條第十号の次に次の一号を加える。

十の二 市民活動促進法（平成九年法律第 号）の施行に関する事務を処理すること（都道府県の事務に属するものを除く。）。

第五條第六号の次に次の一号を加える。

六の二 市民活動促進法に基づく所轄庁としての権限並びに同法の委任に基づく総理府令の制定及び改廃について内閣総理大臣を補佐すること。

別表（第二條関係）

一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

二 社会教育の推進を図る活動

三 まちづくりの推進を図る活動

- 四 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 五 環境の保全を図る活動
- 六 災害時の救援の活動
- 七 地域安全活動
- 八 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 九 国際協力の活動
- 十 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十一 子どもの健全育成を図る活動
- 十二 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

投票者氏名

日程第一 市民活動促進法案(第四百四十回国会衆議院提出)本案を委員長報告の通り修正議決すること

賛成者氏名

二二七名

阿部 正俊君 芦尾 長司君
井上 吉夫君 井上 孝君
井上 裕君 石井 道子君
石川 弘君 石渡 清元君
板垣 正君 岩井 國臣君
岩崎 純三君 岩永 浩美君
上杉 光弘君 上野 公成君
浦田 勝君 海老原義彦君
遠藤 要君 小野 清子君
尾辻 秀久君 大河原太一郎君
大木 浩君 大島 慶久君

大野つや子君	岡 利定君	岡部 三郎君	狩野 安君	景山俊太郎君	金田 勝年君	鎌田 要人君	龜谷 博昭君	北岡 秀二君	国井 正幸君	小山 孝雄君	佐々木 満君	佐藤 泰三君	坂野 重信君	塩崎 恭久君	陣内 孝雄君	鈴木 政二君	鈴木 正孝君	田沢 智治君	高木 正明君	武見 敬三君	常田 享祥君	中島 眞人君	中原 爽君	長尾 立子君	横崎 泰昌君	西田 吉宏君	野間 起君
太田 豊秋君	岡野 裕君	加藤 紀文君	鹿熊 安正君	片山虎之助君	釜本 邦茂君	上吉原一天君	木宮 和彦君	倉掛 哲男君	倉田 寛之君	鴻池 祥肇君	佐藤 静雄君	斎藤 文夫君	清水嘉子子君	下福葉耕吉君	須藤良太郎君	鈴木 貞敏君	関根 則之君	田村 公平君	竹山 裕君	谷川 秀善君	坪井 一字君	中曾根弘文君	永田 良雄君	長峯 基君	成瀬 守重君	野沢 太三君	野村 五男君
南野知恵子君	橋本 聖子君	畑 恵君	林田悠紀夫君	二木 秀夫君	真島 一男君	前田 勲男君	松浦 孝治君	三浦 一水君	宮崎 秀樹君	村上 正邦君	森田 健作君	山崎 正昭君	依田 智治君	吉村剛太郎君	朝日 俊弘君	一井 淳治君	江本 孟紀君	岡崎トミ子君	菅野 茂君	久保 亘君	小林 元君	齋藤 勲君	曾野 久光君	角田 義一君	寺澤 芳男君	長谷川 清君	
長谷川道郎君	馳 浩君	林 芳正君	平田 耕一君	保坂 三蔵君	真鍋 賢三君	松浦 功君	松村 龍二君	溝手 順正君	宮澤 弘君	守住 有信君	矢野 哲朗君	山本 一太君	吉川 芳男君	足立 良平君	石田 美栄君	今泉 昭君	小川 勝也君	勝木 健司君	川橋 幸子君	小島 慶三君	小山 峰男君	笹野 貞子君	竹村 泰子君	寺崎 昭久君	中尾 則幸君	平田 健二君	
広中和歌子君	円より子君	本岡 昭次君	和田 洋子君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君	海野 義孝君	大久保直彦君	加藤 修一君	木庭健太郎君	高野 博師君	但馬 久美君	鶴岡 洋君	福本 潤一君	松 あきら君	山本 保君	赤桐 操君	大淵 絹子君	梶原 敬義君	志苦 裕君	瀬谷 英行君	照屋 寛徳君	洲上 貞雄君	村沢 牧君	渡辺 四郎君	有働 正治君	緒方 靖夫君	
前川 忠夫君	水島 裕君	吉田 之久君	薬科 満治君	猪熊 重二君	牛嶋 正君	及川 順郎君	大森 礼子君	風間 純君	白浜 一良君	武田 節子君	統 訓弘君	浜四津敏子君	益田 洋介君	山下 栄一君	渡辺 孝男君	及川 一夫君	大脇 雅子君	日下部徳代子君	清水 澄子君	谷本 鶴君	田 英夫君	三重野栄子君	山本 正和君	阿部 幸代君	上田耕一郎君	笠井 亮君	

藤澤 弘君	須藤美也子君
西山登紀子君	橋本 敦君
筆坂 秀世君	山下 芳生君
吉岡 吉典君	吉川 春子君
阿曾田 清君	泉 信也君
扇 千景君	木暮 山人君
田村 秀昭君	高橋 令則君
戸田 邦司君	永野 茂門君
平井 卓志君	平野 貞夫君
星野 明市君	西川きよし君
奥村 展三君	堂本 曉子君
水野 誠一君	岩瀬 良三君
菅川 健二君	山崎 力君
石井 一二君	片上 公人君
椎名 素夫君	武田邦太郎君
松尾 官平君	

反対者氏名

二名

栗原 君子君 矢田部 理君

銀行預金の相続に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十年一月二十八日

武田 節子

参議院議長 斎藤 十朗殿

銀行預金の相続に関する質問主意書

相続は、人の死亡により開始され、相続人は、被相続人の一身専属権を除き、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。相続人が相続する財産には、被相続人の銀行預金も含まれる。銀行が預金者の死亡を知った場合には、当該預金は、以後、相続人に対して支払われることとなる。この場合、遺言が存在すれば、その指定された受遺者に支払われ、相続人間で遺産分割協議が成立していれば、指定された相続人に支払われる。

しかしながら、遺言が存在せず、遺産分割協議も成立していないときに、相続人の一人が預金について法定相続分の払戻しを請求した場合、銀行実務では、遺産分割前に相続預金を支払うときの手続は、遺言がないことを確認のうえ、相続人全員の連署のある書類を徴求のうえ取り扱うことを原則としている。

徴求する書類としては、預金証書(通帳)及び相続人全員の記名・捺印のある相続預金払戻請求書、相続人の本人確認のための印鑑証明書、徴求する書類に記名・捺印できない相続人がいる場合には、他の相続人を代理人とする委任状、相続人全員の記名・捺印のある相続預金領収証が挙げられ、さらに、相続人中に未成年者がいる場合には、親権者を代理人として「右法定代理人親権者」と表示の上での記名・捺印を、また、払戻の際に

は、確実な保証人とその者の印鑑証明書を要求している。

このように、銀行実務では、相続人全員の同意を要求しており、全員の同意があるまでは、払戻しを拒否する慣行となっている。しかし、この取扱いは、被相続人が死亡してから間もない時期に、被相続人の病院における治療費や葬儀費用の支払の必要から、被相続人の銀行預金の払戻しを相続人の一人が法定相続分の範囲内で請求しても、相続人全員の同意がないことを理由として、銀行は、払戻しを拒否し、相続人は、治療費や葬儀費用の支払に窮することになる。

銀行のこの実務慣行は、以下のような理由によるものと言われている。

- 1 相続財産が遺産分割により分割されるまでの間の、相続財産の相続人への帰属方式について学説上含有説が有力に主張されていること。
 - 2 銀行では遺言の有無、相続人の欠格・廃除、遺贈などを完全に調査できないこと。
 - 3 遺産をめぐる相続人のトラブルに銀行が巻き込まれることを回避したいこと。
 - 4 戸籍謄本で相続人全員の法定相続分を確認することは容易でないこと。
 - 5 家族名義預金について、被相続人のものかどうか争いが生じることがあること。
- ところで、民法八九八条は、共同相続について、「相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する。」と規定しているが、この「共有」

に関して、銀行の実務慣行は、遺産分割協議成立前の遺産の共有を、民法二四九条以下に規定している共有とは異なり、各相続人が遺産に属する個別の財産の上に当然に法定相続分に応じた持分を有するものではなく、遺産分割協議が成立するまでは、遺産全体について、各相続人の法定相続分に応じた抽象的な権利・義務を有するにとどまるもの(含有説)と解している。

一方、判例は、民法八九八条の「共有」は、民法二四九条以下に規定している「共有」とその性質を異にするものではない(共有説)とし(最高裁昭三〇・五・三一判決民集九卷六号七九三頁)、相続人が数人ある場合に、相続財産中に金銭その他の可分債権があるときは、その債権は法律上当然に分割され、各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継すると解すべきであるとしている(最高裁昭二九・四・八判決民集八卷四号八一頁)。

判例がとっている共有説によれば、預金債権も金銭債権である以上、相続の開始によって、当然に各相続人に分割帰属し、各相続人は、その法定相続分に応じて、個別に銀行に対して、預金の払戻しを請求することができ、銀行は払戻しに応じなければならないことになるが、判例と銀行実務とは不一致のままとまっている。

この問題について、平成八年二月三日、東京地裁は、以下のとおり判示した。「遺産の中に債権があり、それが可分債権である場合には、右債権は各共同相続人の相続分に応じて法律上当然に

分割され、各共同相続人は、その相続分に応じて権利を取得する。遺産中の債権が預金債権であっても、右の理に何らの変更を生ずるものではない。遺言の存否、相続人の範囲、遺産分割の合意の有無等をめぐって争いがあるにもかかわらず、共同相続人の一人が預金債権につき法定相続分の払戻しを求めてきた場合に、銀行その他の金融機関が安易にその要求に応じると、債権の準占有者に対する弁済者の保護(民法四七八条)、遺産分割の遡及効の第三者への制限(民法九〇九条)等の規定により、金融機関が二重弁済を強いられることはあまりないものの、相続人間の紛争に巻き込まれ、応酬の勞をとる必要等が生じることがありうる。このような事態を避けるため、共同相続人の一人が預金債権につき法定相続分の払戻しを求めてきた場合に、一応、遺言がないかどうか、遺産分割の協議が調っていないかどうか等の資料の提出を払戻請求者に求めることは、預金払戻の実務の運用として、不当とはいえない。しかし、預金の払戻請求をした共同相続人の一人が、一定の根拠を示して、相続人の範囲、遺言がないこと、遺産分割協議が調っていない事情等について説明したときは、金融機関としてはその者の相続分についての預金払戻に応ずるべきである。その場合に、共同相続人全員の合意または遺産分割協議書がなければ払戻請求に応じないとするのは、相続に関する法律関係を正解しない行きすぎた運用というべきである。」

この裁判は、預金払戻請求者の請求を認容して確定している。判例は、一貫して共有説に立ち、共同相続人の一人が自己の法定相続分の範囲内で、預金の払戻しを請求した場合には、銀行はそれに応ずるべきだとしているにもかかわらず、銀行がこれに反して払戻しを拒否するという実務慣行をとり続けることは、預金者保護のためとはいえ、その限度を超えており、法的安定性のうえからも問題があると言わざるを得ない。

相続が開始された直後には、共同相続人の一部が所在不明であったり、海外に居住しているため容易に連絡が取れないことは、しばしばあることであり、通常、このような時期には、相続人全員の同意による遺産分割協議は成立していないことが一般的であるので、被相続人の治療費や葬儀費用については、相続人の一人からの法定相続分の範囲内の預金の払戻請求に対しては、銀行はその払戻しに応じよう、実務慣行を改めるように、政府は措置を講ずるべきであると考え、銀行を監督する責務を負っている政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成十年二月二十日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員武田節子君提出銀行預金の相続に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員武田節子君提出銀行預金の相続に関する質問に対する答弁書

共同相続人の一人が、相続財産中の預金債権につき、遺産分割協議成立前に法定相続分の払戻しを銀行に請求した場合において、銀行が実務上どのように対応すべきかについては、御指摘の判例等の趣旨も踏まえつつ、個別具体的な事例ごとに、各銀行において判断すべき問題と考える。

第七号中正誤

ベシ 段行 誤

四 一 から九 追及 正

第九号中正誤

ベシ 段行 誤

五 一 から五 菅野議員 正

第十号中正誤

ベシ 段行 誤

三 一 四 おりませんが、

平成十年三月四日 参議院会議録第十一号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第五号の発送は都合により後日となるため、第十一号を先に発送しました。)

発行所	〒一〇五八四四五 二番四号地区虎ノ門二丁目 大蔵省印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一 部
配 送	〇〇五 〇〇五 別